

熱回収施設基幹的設備改造工事に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 工事概要

(1) 目的

本工事は、熱回収施設において、平成 22 年度の稼働開始から 14 年が経過し、各種機器の設備更新が必要となっていることから、令和 5 年度以降、大規模な改造工事を実施することで、施設をできる限り延命化し、安定的な運用を図ることを目的としている。

(2) 工事名 熱回収施設基幹的設備改造工事

(3) 工事内容 本工事は、事業者提案に基づき、熱回収施設の延命化に伴う基幹的設備改造工事を行う。なお、延命化対象機器リストから、令和 5 年度は触媒脱硝装置、溶融飛灰固化装置、ITV 装置の更新を工事範囲（別途令和 5 年度熱回収施設基幹的設備改造工事仕様書参照）とし、それ以外の工事は令和 6 年度以降とする。

(4) 提案上限額 令和 5 年度分 620,000,000 円（消費税込み）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 工期 令和 5 年度：契約日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日

令和 6 年度以降については、予算措置の範囲において、契約候補者の提案をもとに協議したうえで、その都度設定する。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 公示日現在から契約候補者特定の日まで、沖縄市・宜野湾市・北谷町において入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でない者。
- (6) 過去に代表企業としての類似工事实績を有すること。

類似工事とは、平成 31 年度以降に国又は地方公共団体が発注した、熱回収施設の基幹的設備改造工事若しくは基幹的設備改良工事を受注した実績とする。なお、ここで言う熱回収施設とは、ボイラータービン式の発電設備を有し、焼却施設全体の処理能力が 100t/日以上複数の炉構成のガス化溶融炉の廃棄物処理施設とする。

- (7) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。
- (8) 令和 4 年度以降の経営事項審査「清掃施設工事」の総合評定値が、1,400 点以上であること。

3. 日程

- (1) 公募開始及び実施要領配布期間：令和6年2月1日(木)～2月14日(水)
- (2) 質問書の受付期間：令和6年2月1日(木)～2月7日(水) 正午まで
- (3) 質問書に対する回答：令和6年2月9日(金)※予定
- (4) 参加申請書及び必要書類の提出期限：令和6年2月14日(水) 正午まで
- (5) 第1次審査(書類審査)：令和6年2月15日(木)※予定
- (6) 第1次審査結果通知：令和6年2月15日(木)※予定
- (7) 企画提案書の受付期間：令和6年2月16日(金)～2月26日(月)正午まで
- (8) 第2次審査(プレゼンテーション及びビジュアル)：令和6年2月28日(水)※予定
- (9) 最終結果通知：令和6年3月1日(金)※予定
- (10) 契約締結予定：令和6年3月中 ※予定

4. 参加申請書及び企画提案書・提出部数

- (1) 参加申請書 原本1部
 - ア 参加申請書(様式第1号)

- (2) 必要書類(提出様式) 原本1部、副本1部
 - ア 会社概要(様式第2号)
 - イ 工事实績調書(様式第3号)

※受注工事の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること
 - ウ 施工監理者の資格・実績等調書(様式第4号)

※保有資格を証明する資格証(写し)等を添付すること。
 - エ 各種法人税を滞納していないことが証明できる書類(直近のもの)
 - オ 資本金を証明できる書類(直近のもの)
 - カ 会社のパンフレット等があれば提出
 - キ 令和4年度以降の経営事項審査「清掃施設工事」の総合評定値が、1,400点以上であることを証明する資料。

- (3) 企画提案書(任意様式) 原本1部、副本8部、電子データ〔PDF等〕一式【CD-R等】

下記のテーマについて、提案内容をまとめること。

 - ア 企画提案書 ※A4もしくはA3用紙
 - (ア) 令和6年度以降の基幹的設備改造工事について
 - ① 延命化に関する機器の選定
 - ② 安定処理
 - (イ) 令和5年度の基幹的設備改造工事について
 - ① 安定処理及び施工管理
 - ② 見積額
 - ③ 見積額の妥当性
 - (ウ) その他

- ① その他 提案事項
- イ 提出書類
 - ① 本工事（令和5年度分）工程表（任意様式）
 - ② 本工事（令和5年度分）に係る参考見積内訳書（様式第6号）

5. 参加申請書及び企画提案書の提出方法

- (1) 提出方法：持参又は郵送（受付期間内必着）

※郵送で提出する場合は、配達されたことを証明できる方法とする。

- ア. 提出先：倉浜衛生施設組合管理棟2階 業務第一課 熱回収施設係 担当：大城・和宇慶
所在地：〒904-2141 沖縄県沖縄市字池原3394番地
電話番号：098-921-0883
- イ. 参加申請書及び4, (2)に記載されている必要書類の受付期間：令和6年2月1日（木）
～2月14日（水）正午まで
- ウ. 企画提案書受付期間：令和6年2月16日（金）～2月26日（月）正午まで

6. 質問書の受付及び回答

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照すること。

- (1) 受付期間：令和6年2月1日（木）～2月7日（水）正午まで
- (2) 提出方法：質問書（様式第5号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。
※Microsoft Wordで読み込み可能なファイルにて提出すること。
- (3) 回答日：令和6年2月9日（金）※予定
- (4) 回答方法：倉浜衛生施設組合公式ホームページに掲載
※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。
- (5) 提出先アドレス：netsu@kurahama.or.jp

7. 審査概要

- (1) 第1次審査（書類審査）

提出された参加申請書と提出書類を下記（4）で示す審査基準及び配点に基づいて事務局で審査を行う。応募者多数の場合は、第1次審査の得点上位3者程度を選定するものとする。

- (2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し、企画提案についてのヒアリング等を行うため、プレゼンテーションを実施し、下記（4）で示す審査基準及び配点に基づいて評価委員会で審査し、第1次審査及び第2次審査の合計点により、最も優れている提案者を選定する。

- ①開催場所 倉浜衛生施設組合3階 大会議室
- ②出席者 各社4名以内
- ③発表時間 各社20分以内
- ④質疑応答 10分程度
- ⑤発表順 企画提案書の提出が早い提案者から順に、希望に沿った発表順とする。
- ⑥その他 プロジェクター及びスクリーンは当組合で用意するが、その他プレゼンテーション

等に必要な機材については提案者が手配すること。

プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書に記載した内容に沿って作成すること。企画提案書に記載のない事項について説明があった場合、その事項は評価しないので注意すること。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果及びヒアリング等（プレゼンテーション）の実施について、書面により通知する。

②第2次審査

審査結果（選定結果）を書面により通知する。

(4) 審査基準及び配点

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

① 第1次審査（15点満点）

評価項目	評価事項	配点
基本事項（企業）	企業信頼度（資本金）	3
	企業信頼度（経営年数）	3
	地域精通度（構成市町※1内もしくは沖縄県内に本社・支社・営業所があるか）	3
	工事实績（類似工事※2）	3
技術者の実績等	施工監理者の工事实績（類似工事※2）	3
第1次審査 合計		15

※1 構成市町：沖縄市・宜野湾市・北谷町

※2 工事实績（類似）：熱回収施設の基幹的設備改造工事若しくは基幹的設備改良工事

② 第2次審査（85点満点）

ア 令和6年度以降の基幹的設備改造工事について

評価項目	評価事項	評価基準	配点
延命化に関する機器の選定	施設の延命化を図れる機器選定において、優先順位をつけ、運転メンテナンス状況を踏まえた優れた提案がされているか評価を行う。	理解度の高い、優秀な提案か	20
安定処理	施工期間中において、運転者との調整や連携を行い、安定したごみ処理に影響が出ないような優れた提案がされているか評価を行う。	理解度の高い、優秀な提案か	20
第2次審査評価1 合計			40

イ 令和5年度の基幹的設備改造工事について

評価項目	評価事項	評価基準	配点
安定処理及び施工管理	施設の延命化を図る工事工程が安定したごみ処理に影響がでないような工程であり、かつ、	理解度の高い、優秀	20

	工事施工時の安全管理や周辺への配慮を含めて優れた提案がされているか評価を行う。	な提案か	
見積額	見積の評価については、下記の通りとする。 評価点=配点×最低見積金額÷当該提案見積金額	提案上限額内の提案か	10
見積額の妥当性	見積額の機器費・労務費等の妥当性について、根拠が示されているか評価を行う。	適切な根拠が示されているか	10
第2次審査評価2	合計		40

ウ その他

評価項目	評価事項	評価基準	配点
その他 提案事項	その他、地域、組合にとって、有益な提案を評価する。	有益な提案か	5
第2次審査評価3	合計		5

(5) 判定および契約候補者の選定

判定は、第1次審査の評価点及び評価委員会において審査する第2次審査の評価点により行い、評価点をもっとも高い提案者（以下、「最優秀提案者」という。）を契約候補者として選定する。ただし、評価点が満点の60%以上でなければ最優秀提案者として選定しないものとする。

(6) 提案が1者のみにおける選定方法

提案が1者のみの場合においても、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

8. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 参考見積書の金額が、設定された提案上限額を超過した場合
- (6) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (7) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

9. 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

倉浜衛生施設組合は、評価委員会が選定した者を、本工事に係る契約候補者として特定する。

ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項、または、第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、沖縄市・宜野湾市・北谷町から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

令和5年度の契約金額は、倉浜衛生施設組合の定める令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ①本工事の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ②本工事の実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により当組合がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- ③令和6年度以降の契約については、倉浜衛生施設組合議会（以下「倉浜議会」とする。）等にかかる諸事務手続きを経たのち、契約候補者の提案内容をもとに、契約候補者と当組合と協議して決定することとなるので留意すること。
- ④令和5年度工事の契約金額によっては、倉浜議会の議決をもって本契約となる。

10. その他の留意事項

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差し替え等は、原則認められない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等に係る全ての費用は提出者の負担とする
- (5) 情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

11. 令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事発注仕様書の添付資料の配付

(1) 令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事発注仕様書の添付資料

- ①竣工図面
- ②設計計算書
- ③設備仕様書

④整備履歴

⑤延命化対象機器リスト

(2) 添付資料の配付方法

添付資料の配付については、2月1日より開始する。添付資料の配付希望者については、下記の連絡先に連絡すること。参加資格を確認のうえ、添付資料をCD-R等にて配付する。また、郵送に係る費用（ゆうメール+オプション：速達・簡易書留・着払分）を配付希望者が負担する場合は、郵送による配付も可能とする。郵送による配付を希望する者は、郵送希望の旨と郵送先を下記の連絡先に連絡すること。

CD-R等は、第2次審査のプレゼンテーション終了後に事務局に返却をすること。

① 配付期間：令和6年2月1日（木）～令和6年2月14日（水）正午まで

※原則、上記期間のうち、平日の8時30分～17時15分まで配付する。

配付場所：倉浜衛生施設組合 管理棟2階事務所

② 返却期限：令和6年2月28日（水）プレゼンテーション終了時

③ 連絡先：倉浜衛生施設組合 業務第一課 熱回収施設係 担当：大城・和宇慶

電話番号：098-921-0883

アドレス：netsu@kurahama.or.jp